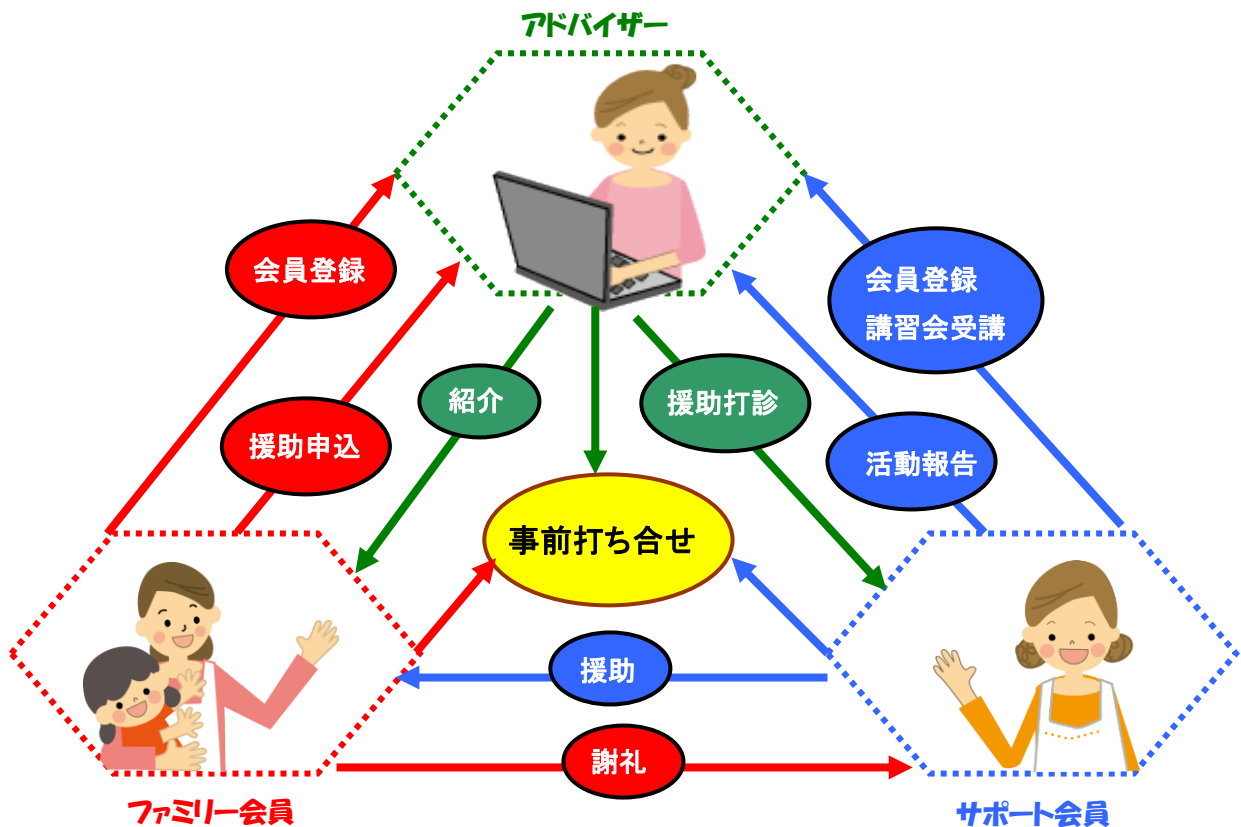




事業のしくみ

武蔵村山市ファミリー・サポート・センターは、安心して働けるよう仕事と育児を両立できる環境づくりの支援及び子育てにおける不安やストレスを少しでも解消できるよう、地域で子育てを支援する事業を行っています。

育児の援助を受けたいかた（ファミリー会員）と、育児の援助をしたいかた（サポート会員）が会員となり、会員同士の活動をファミリー・サポート・センターのアドバイザーがコーディネートします。



本事業は、武蔵村山市から委託を受け、社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会が運営しています。

会員の条件

ファミリー・サポート・センターの会員になるには

【ファミリー会員】

- ・市内在住で、仕事や家庭の都合で子育ての援助が必要なおおむね 10 歳までの子供を持つかた
- ・市内在勤等で、市内の保育所、幼稚園、学童クラブ等に在籍している子供を持つかた

【サポート会員】

- ・市内又は近隣の市町に住所を有する健康な 20 歳以上の子供が好きなかた
- ・特別な資格などは必要ありませんが、活動中の事故を未然に防ぐために、また、安全に活動するための技術を習得するために、当センターが実施する講習会を受講していただきます。



講習会内容

	実施課目	講師	受講時間
第Ⅰ期 (5月)	オリエンテーション・事故防止と安全対策	アドバイザー	各 2 時間
	応急救護訓練	消防署	
	子どもの心の発達と関わり	保育臨床心理士	
	一時預かり保育	大学教授	
第Ⅱ期 (10月)	応急処置と緊急対応	看護師	
	子どもの遊び	保育士	
	発達に課題のある子どもとの関わり	アドバイザー	
	乳児との関わり方	助産師	

【両方会員】

- ・依頼と援助の両方を行いたいかた

いずれも**会員登録が必要**となります。会費は不要です。

《登録方法》

- ・窓口で随時受付
- ・事業説明（所要時間約 30 分）
- ・印鑑が必要
- ・ファミリー会員登録には、健康保険証の番号が必要



具体的な援助活動の内容

保育施設や学校等への送り迎え



保育施設の時間外や、学校の放課後などに子供を預かる



保護者が学校行事や買い物等外出の際、子供を預かる



冠婚葬祭や保護者の病気等の急用時に子供を預かる



- * 上記のように、ファミリー・サポート・センターで行う支援は一時的に援助が必要な場合の対応や、人手不足を補うための援助ですので、簡易で短期的、補助的なものです。
- * 援助は、主にサポート会員の居住する住宅等で行います。
- * 原則として、病児又は宿泊を伴う場合の預かりはできません。

病後時保育については (登録) 子育て支援課へ
☎565-1111
(予約) 武蔵村山病院3C小児病棟へ
☎566-3367
ショートステイについては → 子ども家庭支援センターへ
☎590-1152

補償保険制度

センターでは、活動中の事故に備え、「ファミリー・サポート・センター補償保険」に加入しています。(保険料はセンターが負担します。)

会員傷害保険	児童傷害保険	賠償責任保険	研修・会合傷害保険
サポート会員が援助活動中に傷害を被った時に補償するもの	ファミリー会員の子どもが保育サービスを受けている間に傷害を被った場合に、サポート会員の過失の有無にかかわらず補償するもの	援助活動中に、サポート会員の監督ミスで第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金を補償するもの	当センターが主催する研修・会合中、研修・会合会場の往復途中において傷害を被った時に補償するもの

謝礼(利用料金)

サポート活動は、有償のボランティア活動です。

ファミリー会員からサポート会員へ、援助活動の時間に応じて謝礼(利用料金)を支払うことになっています。謝礼は、活動の終了の都度、サポート会員に支払います。

援助時間：午前6時～午後10時

平日・土曜日	午前9時～午後5時まで	1時間 700円
	上記以外の時間	1時間 900円
日曜日・祝日	終日	1時間 900円

- ◆1回の援助活動が1時間に満たない場合でも1時間分の利用料となります。
- ◆1時間を超えた場合は、30分ごとに1時間あたりの利用料の半額を加算します。
- ◆同一世帯の複数の児童を預かる場合は、2人目からは1時間あたりの利用料の半額を加算します。
- ◆援助活動の取り消し(キャンセル料)は次のようになります。
 - ・前日までの取り消し・・・無料
 - ・当日の取り消し・・・依頼した時間の利用料の50%
 - ・無断取り消し・・・依頼した時間の利用料
- ◆その他、食事代、交通費などの費用はファミリー会員が実費を負担します。

業務のご案内

ファミリー・サポート・センターは、次の5つの業務を行います。

- 1 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- 2 会員同士の相互援助活動の調整等
- 3 会員に対して活動に必要な知識を提供する講習会の開催
- 4 会員同士の交流と情報交換のための交流会を開催
- 5 保育所や医療機関など子育て支援関連施設・事業との連絡調整